

平成18年度 環境技術実証モデル事業小規模事業場向け 有機性排水処理技術分野の進め方等について

1. 前回WGからこれまでの経緯

- 実証試験要領（第3版）の公表

小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場関係）実証試験要領（第3版）を策定し、3月3日に公表した。

（参考資料1）

- 実証機関の公募

実証運営機関((財)日本環境衛生センター)では、「平成17年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」に基づき、地方公共団体(都道府県、政令指定都市及び対象技術に関連した環境法令で定める市)並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、3月3日～3月24日まで応募の受付を実施した。

2団体（大阪府と広島県）からの応募があった。

（参考資料2）

- 実証機関の選定

申請のあった団体について[1]組織・体制 [2]技術的能力 [3]公平性の確保 [4]公正性の確保 [5]経理的基礎の5つの観点から審査を行い、有機性排水処理技術ワーキンググループの助言を得て、6月19日に大阪府と広島県を実証機関として選定し、環境省に報告した。

（参考資料3）

- 実証機関の承認

環境省では、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)からの報告を受けて、「平成18年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」に基づいて、6月22日に行われた環境技術実証モデル事業検討会の助言を得て、大阪府と広島県を実証機関として承認した。

2. これからの進め方について

- 技術の公募と手数料（概算）の示し方

- 実証機関は、対象技術の公募を行う前に、手数料予定額を算定する。手数料予定額の算定は、幅を持たせてもよいが、可能な限り具体的なものとする。
- 実証機関は対象技術の公募を行う。この際、手数料予定額を明示しなければならない。

（参考資料4、5）

- 試験計画と手数料の確定

- 実証機関は、応募された対象技術の実証試験計画を策定する。
- 実証試験計画は、実証試験デザインと実証試験を通じての各手続きといった、実証試験の目的や作業を示すものである。
- 実証機関は、実証試験計画を策定後、実証運営機関と調整した上で、実証試験に係る手数料額及び納付期限を確定する。
 - ⇒ 手数料額に関しては、必要に応じて実証運営機関と環境技術開発者と協議して確定することが出来る。
 - ⇒ 手数料納付期限に関しては、原則実証試験の開始前とする。
 - ⇒ 実証機関は、通知の際に、実証試験中における実証項目の追加、及びそれに伴う手数料額の追加があり得ることを、環境技術開発者に確認する。

- 実証運営機関と実証機関・環境技術開発者等との契約の時期・内容

実証試験計画、手数料額が確定した後、実証運営機関は環境技術開発者技術と手数料の納付等に関する契約を行う。また、実証運営機関は実証機関（必要に応じて外注先）と手数料の支払い等に関する契約を行う。契約には、以下の事項等を含める（予定）。

- ・ 対象技術
- ・ 期間
- ・ 手数料額
- ・ 実証機関では「手数料の支払い」（環境技術開発者では「手数料の納付」）
- ・ 契約の解除
- ・ 試験の完了
- ・ 機密の保持
- ・ 契約期間の延長
- ・ 手数料の変更（追加等）

- 実証委員会の開催時期と内容

実証機関は、対象技術の各実証段階において実証委員会を設置開催し、項目に沿って検討を行う（以下に例示）。

- ◆ 実証対象技術の選定について（１回）
- ◆ 実証試験計画の策定について（２回）
- ◆ 実証試験の実施状況について（３回）
- ◆ 実証試験結果報告書の作成について（４回）

- 実証試験の内容の変更

- 環境技術開発者の希望による実証項目の追加について

- ◆ 実証機関は、第３者による客観的実証である本事業の趣旨に照らし適当な変更であるかを実証委員会の意見等を踏まえて判断する。
- ◆ 実証機関は、実証委員会の検討結果を実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更する。
- ◆ この場合の手数料額の変更が生ずる場合は、実証機関は実証運営機関と環境技術者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定する。
- ◆ 実証運営機関は、手数料額の再確定後、環境技術開発者に対して、手数料の追加の手続きをとる。

- 環境技術開発者の希望による実証の中止（辞退）について

- ◆ 実証機関は、環境省及び実証運営機関にその旨を報告し、承認を得た上で、実証試験を中止することが出来る。
- ◆ この場合の手数料額の変更が生ずる場合は、実証機関は実証運営機関と環境技術者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定する。

- 実証機関の判断による実証項目の追加について

- ◆ 本事業の趣旨である第３者による客観的実証という観点に立ち、実証項目の追加が必要であると判断した場合、実証機関は、実証試験途中においても実証試験計画の変更を申し出ることが出来る。
- ◆ 実証試験計画の変更が申し出された場合、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更できる。
⇒実証試験計画の変更について環境技術開発者との同意が得られなかった場合には、実証試験結果報告書に、実証機関により測定すべきと判断された項目の一部についてデータが得られていないことを記述すること

について環境技術開発者から同意を得る。

- ◆ この場合の手数料額の変更が生ずる場合は、実証機関は実証運営機関と環境技術者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定する。
- ◆ 実証運営機関は、手数料額の再確定後、環境技術開発者に対して、手数料の追加の手続きをとる。

● 報告書のとりまとめ

- 実証機関は、実証試験の結果を実証試験結果報告書として報告する。
- その後環境技術開発者の確認を経た後に技術実証委員会で検討し、最終的にとりまとめられたものを実証運営機関に提出する。
- 実証運営機関に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、その結果を環境省に報告する。
- 実証運営機関からの報告を受けて環境省は実証試験結果報告書を承認する。
- 承認された実証試験結果報告書は環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。